

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
32	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小郡市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福岡県小郡市長

公表日

令和6年10月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	<p>生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づき、保護の決定及び実施、就労自立給付金及び進学・就職準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務等を行う。</p> <p>【特定個人情報ファイルを使用する事務の内容】</p> <p>1 生活保護に関する事務</p> <p>①保護の実施に関する事務</p> <p>②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対応する応答に関する事務</p> <p>③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務</p> <p>④保護の停止又は廃止に関する事務</p> <p>⑤資料の提供等の求めに関する事務</p> <p>⑥就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>⑦進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>⑧被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務</p> <p>⑨保護に要する費用の返還に関する事務</p> <p>⑩徴収金の徴収に関する事務</p> <p>⑪医療扶助オンライン資格確認に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護システムから統合専用端末を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ資格情報及び医療券、調剤券情報を連携する ・小郡市から委託を受けた社会保険診療報酬支払基金が、医療保険者等中間サーバー等における資格履歴の管理を行う ・小郡市から委託を受けた社会保険診療報酬支払基金が、「医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認を行う ・小郡市から委託を受けた社会保険診療報酬支払基金が、「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等を行う事務 <p>※生活に困窮する外国人については、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)」に基づき、行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施する。</p>
③システムの名称	<p>1 生活保護システム WEL+</p> <p>2 MICJET番号連携サーバー</p> <p>3 中間サーバ</p> <p>4 統合専用端末</p> <p>5 医療保険者向け中間サーバー</p> <p>6 レセプト管理システム RezeptPlus</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、「番号利用法」) 第9条第1項 別表23の項</p> <p>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第15条</p> <p>3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令(令和6年5月24日デジタル庁・総務省令第8号) 表1の項</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p><選択肢></p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p>

<p>②法令上の根拠</p>	<p>1 情報提供 ・番号利用法 第19条第8号及び別表 2,4,8,20,22,23,24,37,38,40,43,44,46,50,56,59,63,65,66,67,70,72,75,81,83,85,94,95,100,109,116,117,124,128,131,134の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日デジタル庁総務省令第9号) 第2条表13,14,18,28,37,40,42,43,48,49,53,59,63,69,74,75,76,86,87,89,96,108,125,132,141,144,151,155,158,161,164,167,168,169,170,171,172の項、第15条、16条、20条、22条、30条、39条、42条、44条、45条、50条、51条、55条、61条、65条、71条、76条、77条、78条、88条、89条、91条、98条、110条、127条、134条、143条、146条、153条、157条、160条、163条、164条、169条、170条、171条、172条、173条、174条</p> <p>2 情報照会 ・番号利用法 第19条第8号及び別表23の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条表42,43,161の項、第44条、第45条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令(令和6年5月24日デジタル庁総務省令第8号)表1の項</p>
<p>5. 評価実施機関における担当部署</p>	
<p>①部署</p>	<p>市民福祉部福祉課</p>
<p>②所属長の役職名</p>	<p>福祉課長</p>
<p>6. 他の評価実施機関</p>	
<p>-</p>	
<p>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</p>	
<p>請求先</p>	<p>〒838-0198 福岡県小郡市小郡255番地1 小郡市役所 総務課 総務法制係 電話:0942-72-2111 ファックス</p>
<p>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</p>	
<p>連絡先</p>	<p>〒838-0198 福岡県小郡市小郡255番地1 小郡市役所 福祉課 生活福祉係 電話:0942-72-2111 ファックス:0942-73-2555</p>
<p>9. 規則第9条第2項の適用 []適用した</p>	
<p>適用した理由</p>	<p></p>

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年9月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年9月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なの情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)を遵守し、適切な安全措置を講じている。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発 </div> </div>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[<input type="checkbox"/> #NAME?]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>
判断の根拠	特定個人情報の取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)を遵守し、適切な安全措置を講じている。

